

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 9 日

地域密着型事業所

小規模ケアハウス

管理者 様

小規模有料老人ホーム

地域包括支援センター

延岡市健康福祉部介護保険課長

(公 印 省 略)

令和 7 年度 地域介護・福祉空間整備等事業費補助金の 要望額調査（事前協議）について

標記の件について、県より協議の案内がありましたので、事業の実施を希望する事業所におかれましては、別添の事前協議書（様式第 1 号）及び添付書類を 4 月 18 日（金）までに介護保険課へ提出してください。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(1) 事業内容

- ①水害対策強化事業分
- ②耐震化分
- ③大規模修繕等分
- ④非常用自家発電設備整備事業分

※①②③は協議一件につき総事業費の下限は 80 万円以上とする。

(2) 補助協議単価

7,730 千円と対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額

(地域密着型特別養護老人ホーム及び小規模ケアハウスは 15,400 千円)

※本事業は小規模有料老人ホーム及び地域密着型通所介護事業所は対象外です。

※①は水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限ります。

高齢者施設等の給水設備整備事業

(1) 事業内容

給水設備整備

(2) 補助協議単価

国（1/2）、自治体（1/4）の補助

※本事業は小規模有料老人ホーム及び地域密着型通所介護事業所は対象外です。

高齢者施設等の安全対策強化事業

(1) 事業内容

ブロック塀等改修整備

(2) 補助協議単価

国（1/2）、自治体（1/4）の補助

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(1) 事業内容

介護施設等の換気設備の設置

(2) 補助協議単価

「4,000 円／㎡」と対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額

※本事業は地域密着型通所介護事業所及び地域包括支援センターは対象外です。

2. 補助基準について

ホームページ掲載資料を参照ください。

（「5 補助事業に関する資料について」に詳細記載）

3. 申請の制限について

本事業については、原則、一事業所につき 1 回を限度として申請することができるものとする。

ただし、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」の①は②③④と別事業として取扱う。

非常用自家発電についても、先行して整備する場合は 2 回に分けての補助も可能。

4. 提出が必要な添付資料について

ア 平面図

イ 位置図

ウ 現況及び改修箇所が分かるもの写真

エ 見積書（2 者以上）

5. 補助事業に関する資料について

補助事業に関する資料を、下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

《掲載ページ》

延岡市ホームページのホーム画面より

「組織でさがす → 介護保険課 → 介護保険事業者の皆様へ

→ 介護保険事業者へのお知らせ、各種様式等

→ 地域密着型・小規模施設等（定員 29 人以下）

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」

6. 留意事項

（1）非常用自家発電設備整備について

【前提】

補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであること

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置にあたり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

【対象外経費】

- 平時を含めた使用が想定される設備は対象外。特に太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されることから対象外。

＜太陽光発電の設置に活用できる補助事業＞

◇ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災等支援事業（大規模修繕等分）

◇ 地域医療介護総合確保基金

- ・ 地域密着型サービス等整備等助成事業
- ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

- 可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外となります。

（２）介護施設等の換気設備の設置事業について

【前提】

感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの。

【対象外経費】

- 現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には対象外。改正建築基準法（2003 年 7 月 1 日施行）では、すべての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第 28 条から、窓（またはその他の開口部）がない居室は通常想定されないため、大部分の施設は、前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

＜本事業により補助が想定されるケース＞

- ・ 窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、まったく風が抜けない
- ・ 火山灰が降るなど、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難 など
- エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外。換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外。

【補助対象面積の考え方】

- 補助対象は「居室」に限る。
- 補助上限（4,000 円/㎡）という面積は、施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみを指す。

（３）抵当権が設定されている場合について

原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とします。

ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、県・市が適当と認める場合はこの限りではありません。なお、県・市が適当と認める場合については、次の①～③を参考としてください。

- ① 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。
- ② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
- ③ 申請法人が抵当権設定者であること。

7. 備考

(1) 要望額の調査になりますので、本事業が必ず補助対象となるとは限りません。

(2) 例年、本交付金の要望額調査は非常に期間の短いものとなっております。

毎年4～5月頃に要望額調査を行うこととなっておりますので、交付金の活用を希望される場合は、この時期にあらかじめ資料をご準備いただくようお願いします。

《担当》 計画指導係

電 話：0982-22-7069